

地域包括ケア病棟・病室は、急性期後の受け入れをはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められていることを受けて、2014（平成 26）年の診療報酬改定において新設された。一方、地域包括ケア病棟の新設に伴い、これまでの亜急性期入院管理料が廃止された。

地域包括ケア病棟には、①急性期後の受け入れ、②在宅・生活復帰支援、③在宅患者の緊急時の受け入れを担う病棟・病室としての機能が求められている。

表 2-33 地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料に関する構造設備基準

	地域包括ケア病棟入院料 1	地域包括ケア病棟入院料 2	地域包括ケア病棟入院料 3	地域包括ケア病棟入院料 4	地域包括ケア入院医療管理料 1	地域包括ケア入院医療管理料 2	地域包括ケア入院医療管理料 3・4	
算定単位	病棟単位				病室単位			
病床区分	一般病床、療養病床				一般病床、療養病床			
病室面積	内法 6.4㎡/床以上 (*1)		—		内法 6.4㎡/床以上 (*1)		—	
廊下幅	片側居室：内法 1.8 m 以上が望ましい（病室に隣接する廊下） 両側居室：内法 2.7 m 以上が望ましい（病室に隣接する廊下） 既存病棟を転換する場合には、全面的な改築等を行うまでは基準未満であっても可、ただし、改築等の予定について年 1 回の報告が必要							
必要室	患者の利用に適した浴室・便所							
在宅復帰率	7 割以上		—		7 割以上		—	
届出	200床未満 (*2)	—	200床未満 (*2)	—	200 床未満 (*2)			
	下記の場合 1 病棟のみ届出可 ・療養病床 ・400 床以上 (新規届出不可) ・救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料を届け出ている機関				届出可能病棟は 1 病棟のみ			
	・在宅療養（後方）支援病院、第 2 次救急医療機関、救急病院、訪問看護ステーションの同一敷地内の設置のいずれかを満たしていること ・特定機能病院以外であること ・疾患別リハまたはがん患者リハの届出を行っていること							

\* 1 2015（平成 27）年 3 月 31 日までに床面積について、壁芯測定で届出が行われたものはそれ以降も有効である

\* 2 離島など厚生労働大臣が定める地域においては 280床未満

(平 30.3.5 保医発 0305 第 2)